別記様式第二中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第三中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四及び別記様式第五中「印」及び備考5を削る。

別記様式第六中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

別記様式第七中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

別記様式第八中「印」及び備考5を削る。

（景観法施行規則の一部改正）

第百二十一条　景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「印」及び備考6を削る。

様式第二中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第八中「印」及び備考4を削る。

（屋外広告物法施行規則の一部改正）

第百二十二条　屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

（都市鉄道等利便増進法施行規則の一部改正）

第百二十三条　都市鉄道等利便増進法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊞」及び注5を削る。

第二号様式中「㊞」及び注3を削る。

第三号様式及び第四号様式中「㊞」及び注を削る。

第五号様式中「㊞」及び注6を削る。

第六号様式中「㊞」及び注を削る。

第七号様式中「㊞」及び注3を削る。

第八号様式中「㊞」及び注を削る。

第九号様式中「㊞」及び注3を削る。

第十号様式中「㊞」及び注を削る。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第百二十四条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年国土交通省令第三号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「国土交通大臣　殿」を「北海道開発局長　殿」に改める。

別記様式第四中「申請者の住所及び氏名　　印」を「申請者の住所及び氏名　　」に、「国土交通大臣　殿」を「北海道開発局長　殿」に改める。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部改正）

第百二十五条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考6を削る。

様式第三中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考4を削り、備考5を備考4とし、備考6から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第四中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考20までを一ずつ繰り上げる。

様式第五及び様式第六中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考6を削る。

様式第七中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考4を削り、備考5を備考4とし、備考6から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第八中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考20までを一ずつ繰り上げる。

様式第九中「㊞」を削る。

様式第十二中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考4を削り、備考5を備考4とし、備考6から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第十三中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考26までを一ずつ繰り上げる。

様式第十四、様式第十六及び様式第十八中「㊞」を削る。

様式第二十及び様式第二十一中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考15までを一ずつ繰り上げる。

様式第二十二及び様式第二十三中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削る。

様式第二十四中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考7までを一ずつ繰り上げる。

様式第二十五中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考20までを一ずつ繰り上げる。

様式第二十六中「印」及び備考6を削り、備考5を備考6とし、備考2から備考4までを一ずつ繰り下げ、備考1の次に次の備考を加える。

2　※印を付した欄には記入しないこと。

様式第二十七から様式第二十九までの様式中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考7を削る。

（国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第百二十六条　国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。